

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月28日は3万円に、20年8月13日は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日は3万円、20年8月13日は1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年12月28日は10万円、20年8月13日は5万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19年12月28日は9万8,000円に、20年8月13日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月15日付けで、19年12月28日は10万円、20年8月13日は5万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表において確認できる賞与総額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月28日については9万8,000円、20年8月13日については5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 28 日
② 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日及び20年8月13日について、それぞれ1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、平成19年12月28日は20万円、20年4月20日10万円、同年8月13日は5万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19年12月28日は19万6,000円に、20年4月20日は10万円に、同年8月13日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年4月20日
③ 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月15日付けで、19年12月28日は20万円、20年4月20日10万円、同年8月13日は5万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、A社から提出された支給控除項目一覧表及び給与支給明細書により、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る

厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表及び給与支給明細書において確認できる賞与総額及び厚生年金保険料控除額から、平成19年12月28日は19万6,000円、20年4月20日は10万円、同年8月13日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19年12月28日は3万円に、20年4月20日は10万円に、同年8月13日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年4月20日
③ 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び給与支給明細書により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日は3万円、20年4月20日は10万円、同年8月13日は3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19年12月28日は3万円に、20年4月20日は10万円に、同年8月13日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 28 日
② 平成 20 年 4 月 20 日
③ 平成 20 年 8 月 13 日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び給与支給明細書により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日は3万円、20年4月20日は10万円、同年8月13日は3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19年12月28日は3万円に、20年4月20日は10万円に、同年8月13日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年4月20日
③ 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び給与支給明細書により、申立人は、標準賞与額(平成19年12月28日は3万円、20年4月20日は10万円、同年8月13日は3万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和62年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成20年8月13日について、1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成20年8月13日について、1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成20年8月13日について、1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成20年8月13日について、5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月13日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、標準賞与額(平成20年8月13日について、1万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果、10万円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

厚生年金保険の加入状況について確認したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の標準賞与額に係る記録が年金給付に反映されない記録となっているので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月15日付けで、10万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

一方、A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間について、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内

であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年11月から51年6月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月1日から46年7月1日まで
② 昭和48年7月10日から49年10月1日まで
③ 昭和50年11月1日から51年7月1日まで

申立期間①については、当時の昇給基準の記憶から考えると、5万8,000円の給与を受けていたと考えられるが、それより低額の4万8,000円という記録になっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②については、A社の系列会社であったB社の取締役から、「(C社から受けていた給与の)2倍の給与を払うから、A社に入社してほしい。」との申出があったので、昭和48年7月に同社に入社し、当初から13万円くらいの給与を受けていた記憶があるが、同社における標準報酬月額に係る記録はC社を退職する直前の期間と同額の7万2,000円という記録になっているので、訂正してほしい。

さらに、申立期間③については、A社で設計課長として勤務し、同社からB社に転籍した時期であるが、系列会社間での転籍であり、両社で勤務していた間に給与の金額を下げられたことは無く、標準報酬月額について申立期間直前の16万円から13万4,000円に引き下げられることはあり得ない。むしろ増額されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人は、「A社からB社に転籍した時期であるが、系列会社間での転籍であり、両社で勤務していた間に給与の金額を下げられたことは無く、標準報酬月額について申立期間直前の16万円から13万4,000円に引き下げられることはあり得ない。」と主張しているところ、両社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人と同様にA社からB社へ転籍した男性従業員は10人確認でき、当該従業員について、申立期間を含む前後の期間に係る標準報酬月額記録の推移を見ると、標準報酬月額が減額されている者は申立人を除き確認できない。

また、申立期間当時、B社の取締役であり、人事営業担当及び従業員の給与額の査定を行っていたとする者は、「申立期間当時、A社とB社はいずれも業績が好調であり、そのような状況で、申立人に限らず従業員の給与を下げることはあり得ない。また、申立人に支給していた給与は両社で勤務していた期間を通じて固定給のみであり、賃金体系は継続して変わっていない。」旨供述している上、申立期間当時の複数の従業員も、「当時、両社の経営は順調であり、転籍等の際に従業員の給与を下げることは無かったと思う。」旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、C社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚のうち、申立人と入社時期は異なるが、年齢が近い複数の者の標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額と比較して大幅な差異は見られない上、申立人が同じ職種の同僚として記憶しており、申立人より先に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の申立期間当時の標準報酬月額は、申立人が主張している金額より低額の記録となっていることが確認できるところ、当該同僚は、「私の給与や厚生年金保険料の取扱いについて記憶しておらず、申立人の取扱いについてもわからない。」と供述しており、別の同僚から、「C社における給与額の決定にあたっては、年功序列の要素が大きく、後から入社した者の給与額が先に入社した者の給与額を上回ることは、基本的には無かったと思う。」旨の供述が得られたことを踏まえると、オンライン記録上の申立人の標準報酬月額記録が、特に不自然とは言えない。

また、申立人は、C社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、C社は、平成13年8月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

申立期間②について、申立期間当時、A社の関連会社の取締役であった者及び同僚に聴取したところ、申立期間の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことをうかがわせる供述は得られたものの、保険料控除額を確認できる関連資料や供述は得ることができなかった。

また、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚のうち、申立人と入社時期は異なるが、年齢が近い複数の者の標準報酬月額を見たところ、同社で被保険者資格を取得した時点の標準報酬月額が、入社前に勤務していた別の事業所を退職した際の標準報酬月額より低額の記録となっている者が多数見受けられ、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額と比較して大幅な差異は見られない上、申立人は、同社における給与明細書又は源泉徴収票を所持していないことから、実際の報酬月額や厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年8月までの期間、47年4月から同年7月までの期間及び平成6年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年8月まで
② 昭和47年4月から同年7月まで
③ 平成6年8月及び同年9月

私は、仕事を辞める時はなるべく次の仕事に就くまで期間が空かないように、辞める前から次の仕事（厚生年金保険に加入している会社）を探していたが、すぐに決まらない場合は、とりあえず国民健康保険に加入し、ついでに国民年金も加入するようにしていた。健康保険や年金は加入しないといけないという心構えを常に持っており、たとえ短期間であっても国民健康保険と国民年金に加入した。年金手帳について、A町役場（当時）で交付を受けた記憶は無い。

納付方法については、当時、婦人会で保険料を集金していたことは知っていたが、短期間なので、あえて町役場で納付していた。納付書は町役場の窓口で書いてくれ、現金を渡した後に、領収証を受け取っていた。国民年金の保険料がいくらであったかは覚えていないが、昭和46、47年頃は国民健康保険料と併せて3,000円から4,000円ぐらいであったと思う。A町役場の出納室の窓口で、毎月、両方の保険料を一緒に納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、昭和43年4月にB町（当時）で払い出されていることが確認でき、この時に交付された国民年金手帳により、45年5月の婚姻に伴う申立人の氏名及び住所変更の記載は確認できるものの、申立期間に係る国民年金被保険者資格記録の記載は無く、国民年金印紙検認記録欄に申立期間の保険料に係る検認印は押されていないことが確認できる。

また、申立期間は任意加入対象期間であるため、国民年金の加入を申し出た月からの加入となるところ、A町に係る国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない上、申立人は、「A町役場で年金手帳の交付を受けた記憶は無い。」としており、ほかに申立期間において国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間③について、前述の国民年金手帳に加え、申立人が所持する別の年金手帳2冊においても、申立期間に係る国民年金被保険者資格記録の記載は無い上、国民年金手帳記号番号検索システムにおいても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間において国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民健康保険に加入するついでに国民年金も加入し、保険料は一緒に納付していた。」としているところ、当時、申立人の夫が加入していたC健康保険組合の扶養記録から、申立人は申立期間の一部を含む平成6年9月27日から同年11月25日までの間、同組合の被保険者である申立人の夫の被扶養者として認定されていたことが確認でき、申立内容と符合していない。

- 3 申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月10日から27年8月31日まで
年金事務所で、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金を支給済みであるとの回答であったが、A社（現在は、B社）を退社した後、同手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、給付記録欄には、資格期間及び支給年月日等が記載されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があったところ、申立期間の事業所を退社後、昭和35年6月1日に他の事業所で再加入するまで厚生年金保険の加入履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 25 日から 8 年 8 月 14 日まで

A社で勤務していた期間の給与支払明細書で確認できる給与総支給額と年金事務所に記録されている標準報酬月額が相違しているので、調査して、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出されたA社に係る平成7年10月分から8年7月分までの給与支払明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、事業主は、申立期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたと考えられる。

また、申立期間のうち、平成8年7月に係る標準報酬月額について、同年8月分の給与支払明細書の提出がないため厚生年金保険料控除額を確認することはできないが、同年同月分以外の給与支払明細書における同保険料控除額が全て同額であることから、同年同月分給与からもオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく同保険料額が控除されていたと認められる。

さらに、A社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、同社は申立人の資格取得時の標準報酬月額を16万円で届け出ていることが確認でき、当該金額について同社の事務担当者は、「人事関係の書類から、申立人の入社時の基準賃金が14万2,300円であることが確認でき、その当時の申立人の住所を基に算出した交通費の額を加えると、給与総額としては15万5,000円ぐらいになるため、16万円の標準報酬月額は妥当な金額と考えている。」旨を供述している。

なお、上記給与支払明細書において、平成8年5月に申立人に係る固定的賃金の変動があったことが確認できるところ、随時改定については、固定的賃金に変動のあった月以後継続した3か月に受けた報酬の総額を平均とした額が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に4か月目に改定されることから、申立人に係る標準報酬月額は同年8月から改定（16万円から19万円）されるべきであったものの、申立人が同年8月に退職しているため、標準報酬月額の変更は行われていない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。